

学習用端末(パソコン)等の貸出・取扱に関する留意事項

1. 貸出に関する留意事項

- 貸出期間は、卒業される年度末までとします。
- 転出や卒業など、お子様が通学する王寺町立学校での在籍期間が終了するまでに、貸出機器を遅滞なく返却してください。

2. 取扱に関する留意事項

- パソコンは長時間連続して使用せず、休憩しながら使用させてください。
就寝する1時間前までに使用をやめて、目を休めるよう、お子様の見守りをお願いいたします。
- 学校外での利用における、インターネット接続により発生した通信料金については、ご家庭でご負担をお願いします。
- 家庭へパソコンを持ち帰った際は、家庭での充電にご協力ください。
- パソコンには、不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリングを設定しています。フィルタリング設定等に変更しないでください。また、アクセスできるサイトであっても、不適切な内容であれば視聴しないよう見守りをお願いいたします。
- パソコンにはメールの機能があります。学習以外での個人的なメールの利用はしないように指導しますので、ご家庭でも見守りをお願いいたします。
- お子様が、自分のパソコンを他人に貸したり、他人の端末を勝手に使ったりすることがないように気を付けてください。
端末番号を記載したシールを貼り付けていますので、はがさないでください。
- 精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。
乱暴に取扱ったり、破損させたりしないでください。
自然故障以外の修理費用については、自己負担とします。
- 貸出機器について、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出たうえ、学校の指示に従ってください。
故障と判断しても勝手に修理はしないでください。
なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。